

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。) 粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。) 甘しや糖 1 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの (1)分みつ糖																
1701.11	190 (2)その他のもの	無税		**(71.80 円/kg)													MT
1701.12	110 2 その他のもの	41.50円 /kg		35.30円 /kg		無税											MT
	200	21.50円 /kg		**(103.10 円/kg)													MT
1701.12	100 てん菜糖 1 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの 2 その他のもの	無税		**(71.80 円/kg)													MT
	200	21.50円 /kg		**(103.10 円/kg)													MT
1701.91	000 その他のもの 香味料又は着色料を加えたもの	(63.50円 /kg)	39.98円 /kg	**(106.20 円/kg)													KG
1701.99	100 その他のもの 1 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	(63.50円 /kg)	39.98円 /kg	**(106.20 円/kg)													MT
	200 2 その他のもの	21.50円 /kg		**(103.10 円/kg)													MT
17.02	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル																
1702.11	000 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	10%		8.5%	4.3%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG
1702.19	000 その他のもの かえで糖及びかえで糖水	10%		8.5%	4.3%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG
1702.20	100 1 かえで糖	41.50円 /kg		20.80円 /kg		無税											KG
	200 2 かえで糖水	35%又は 27円/kg のうち ずれか高 い税率		17.5%又は 13.50円 /kgのうち いずれか 高い税率		無税											KG
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。)																
	100 1 香味料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうち ずれか高 い税率		29.8%又は 23円/kg のうち ずれか高 い税率		無税											KG
	210 2 その他のもの (1)砂糖を加えたもの	50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率		**(85.7% 又は60.90 円/kgのう ちいずれ か高い税 率)													KG
	(2)その他のもの A 精製したもの B その他のもの	25% 50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率		21.3% (50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率)		無税 無税									21.3%	KG KG	
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)																
	100 1 香味料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうち ずれか高 い税率		29.8%又は 23円/kg のうち ずれか高 い税率		無税											KG
	2 その他のもの	50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率															
	210 - 砂糖を加えたもの			**(78.5% 又は53.70 円/kgのう ちいずれ か高い税 率)													KG
	220 - その他のもの			(50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率)		無税											KG
1702.50	000 果糖(化学的に純粋なものに限る。)	9%	(9%)	無税		無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG
1702.60	100 その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)	35%又は 27円/kg のうち ずれか高 い税率		29.8%又は 23円/kg のうち ずれか高 い税率		無税											KG
	1 香味料又は着色料を加えたもの	50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率															
	2 その他のもの	50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率															
	210 - 砂糖を加えたもの			**(85.7% 又は60.90 円/kgのう ちいずれ か高い税 率)													
	220 - その他のもの			(50%又は 25円/kg のうち ずれか高 い税率)		無税											KG
1702.90	その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)																
	110 1 砂糖	35%		24.5%	**(61.9%)												KG
	190 - 分みつ糖				29.8%												KG
	- その他のもの					無税											KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	I	II	
	2 砂糖水	35%又は 27円/kg のうち いずれか高 い税率																
211	－ 分みつ糖のもの		24.6%又は 13.30円 /kgのうち いずれか高 い税率	**(35.4% 又は47円 /kgのうち いずれか高 い税率)													KG	
219	－ その他のもの			29.8%又は 23円/kg のうち いずれか高 い税率		無税												KG
	3 人造はちみつ及びカラメル	50%又は 25円/kg のうち いずれか高 い税率		(50%又は 25円/kg のうち いずれか高 い税率)		無税												
290	－ 人造はちみつ																	KG
300	－ カラメル																	KG
410	4 ハイ・テスト・モラセス (1)グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	◎5%		3%		無税	1.5%		1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.3%	無税		KG	
420	(2)その他のもの	25%		21.3%		無税									21.3%		KG	
510	5 その他のもの (1)香味料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうち いずれか高 い税率		29.8%又は 23円/kg のうち いずれか高 い税率		無税											KG	
521	(2)その他のもの A 砂糖を加えたもの	50%又は 25円/kg のうち いずれか高 い税率		**(114.2% 又は89.50 円/kgのうち いずれか高 い税率)													KG	
522	B その他のもの (a)ソルボース	20%		12%		無税	8.7%		7.6%	8.7%	8.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.0%		KG	
523	(b)麦芽糖	25%		21.3%		無税									21.3%		KG	
529	(c)その他のもの	50%又は 25円/kg のうち いずれか高 い税率		(50%又は 25円/kg のうち いずれか高 い税率)													KG	
17.03	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。) 甘しや糖みつ																	
1703.10	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	◎5%		3%		無税	1.5%		1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.5%	無税		MT	
	2 その他のもの － 飼料用のもの(税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。)	18円/kg				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		MT	
	－ その他のもの					15.30円 /kg											MT	
	091	－－ アルコールの製造用のもののうち、この号の2及び第1703.90号の2に掲げる糖みつについて、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの		◎無税													MT	
	099	－－ その他のもの その他のもの													附属書1		MT	
1703.90	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	◎5%		3%		無税	1.5%		1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.0%	2.5%	2.0%		MT	
	2 その他のもの － 飼料用のもの(税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。)	18円/kg				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		MT	
	－ その他のもの					15.30円 /kg											MT	
	091	－－ アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの		◎無税													MT	
	099	－－ その他のもの															MT	
17.04	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) チューインガム(砂糖で覆つてあるかないかを問わない。)																	
1704.10	000	1 甘草エキス(菓子にしたものを除く。)	30%		24%		無税								24%		KG	
1704.90	100	2 その他のもの － キャンデー類	無税	(無税) 35%	25%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	210	－ キャラメル															KG	
	220	－ ホワイトチョコレート															KG	
	230	－ その他のもの															KG	
	290																KG	